平成２９年（フ）第２６４号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢153番地10　県営北部団地３－106
債務者　渡邉　文男
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
長野県飯山市大字旭4960番地口号
債務者　中島美也子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
長野県中野市大字小田中533番地２　豊荘７号室
債務者　岩下美恵子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
長野市大字富竹436番地７
債務者　駒津千亜紀（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
長野県須坂市大字野辺1335番地１
債務者　小林　秀雄
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
岐阜市正法寺町46番地10（メゾン岩田　101号）、前住所岐阜県高山市国府町木曽垣内118番地６
債務者　清水　玲次
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３０９号
岐阜市高河原21番地１（共璽マンション　A02号室）
債務者　小﨑　和男
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４１３号
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目61番地２サンフェニックス21　401、従前の住所兵庫県姫路市広畑区小坂191番地１パークサイドビレッジ101
債務者　川中　大地
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４２１号
兵庫県姫路市勝原区山戸112番地22
債務者　用皆　紀行
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４３１号
兵庫県姫路市青山４丁目15番６号サニー青山203号
債務者　福山　正浩
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２６号
島根県益田市喜阿弥町イ402番地、前住所島根県益田市高津４丁目10番11号
債務者　齋藤　　曉
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第３９１号
熊本市中央区新大江１丁目17番10―603号　K２ビル
債務者　河部　正子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町13番地１（111号）
債務者　中松　未稀
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第７６号
鹿児島県出水郡長島町下山門野1290番地１
債務者　小屋　恵美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
鹿児島県出水市西出水町696番地
債務者　松田　美紀
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
青森県八戸市柏崎１丁目19番１号　第３ひろみ荘20号、前住所青森県八戸市柏崎１丁目19番１号　第３ひろみ荘21号室
債務者　田中　栄一
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
秋田県大仙市豊岡字石畑124番地
債務者　小山　義明
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
秋田地方裁判所大曲支部